

第1章

川崎市自治推進委員会

1 川崎市自治基本条例

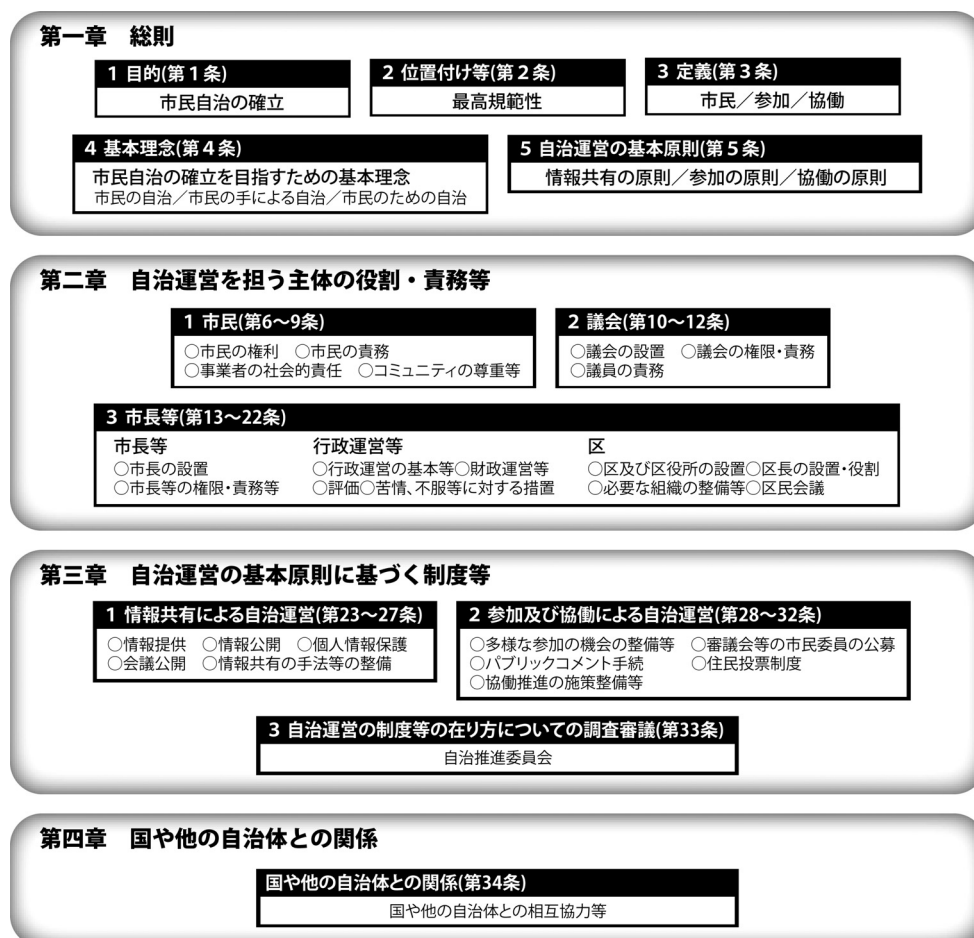
川崎市自治基本条例（以下「自治基本条例」という）は、「活力とうるおいのある市民都市・川崎」の創造を目指し、暮らしやすい地域社会を実現するために、川崎市における自治の基本を定めるルールとして、政令指定都市としては初めて平成16年12月に制定され、翌年4月に施行された。

この条例は、市民自治を確立することを目的として、市政運営に市民が主体的にかかわることなどを原則とする市民自治の基本理念、川崎市の自治の基本を定める最高規範としての位置付け、情報共有、参加、協働という自治運営の基本原則、自治運営の基本原則に基づく制度構築等について規定している。

川崎市ではこれまで、自治基本条例に規定された参加及び協働による自治運営のための仕組みとして、パブリックコメント手続条例の制定や協働型事業のルールの策定、住民投票制度の創設などを行ってきた。

また、参加と協働の拠点としての区のあり方や区民会議の設置などの規定に基づき、区役所の組織及び機能の整備、区民会議の設置、区役所が自主的に企画立案した事業等を実施する地域課題対応事業の創設など、区行政改革が進められてきた。

【自治基本条例の構成】



川崎市自治基本条例の条文及び条文の解説（逐条説明書）は、市ホームページ「Web 自治基本条例」に掲載している。 <http://www.city.kawasaki.jp/20/20bunken/home/site/jjichi/index.htm>

2 川崎市自治推進委員会の設置目的等

川崎市自治推進委員会（以下「自治推進委員会」という。）は、自治基本条例第 33 条に基づいて、自治運営の基本原則に基づく制度等の在り方について調査審議することを目的に設置され、次に掲げる事項を所掌事務としている。

- （１）自治運営における市民との情報の共有、市民の参加及び市民との協働の原則に基づく制度等の実施の状況に関すること。
- （２）自治運営における市民との情報の共有、市民の参加又は市民との協働の原則に基づく制度等の課題に関すること。
- （３）その他自治運営の基本原則に基づく制度等に係る必要な事項に関すること。

【自治基本条例抜粋】

第 3 節 自治運営の制度等の在り方についての調査審議

第 33 条 市における自治の拡充推進を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するため、市民及び学識経験を有する者を委員とする審議会等を設けて、自治運営の基本原則に基づく制度等の在り方について調査審議します。

3 第 3 期自治推進委員会の調査審議事項

第 3 期自治推進委員会では、次の事項について調査審議することとした。

（１）自治基本条例に基づく取組状況

自治基本条例に基づく制度・仕組みの運営状況を俯瞰的に把握するため、条文と照らし合わせて、それぞれの取組状況を調査することとした。

（２）第 1 期・第 2 期自治推進委員会の提言に対する取組状況

川崎市では、第 1 期及び第 2 期自治推進委員会からの提言を受け、「市民自治の推進に向けた第 2 次推進プラン」を策定し、取組を進めていることから、プランに基づく自治推進の取組状況について調査することとした。

（３）参加・協働の拠点としての区役所に関する取組事例の検証

市民が地域社会の課題を自ら解決していくことを基本とする自治基本条例の理念に基づき、市民に身近な区役所を拠点として参加及び協働による暮らしやすい地域社会を築いていくという観点から、「参加・協働の拠点としての区役所」をメインテーマとして、区役所における取組の事例を中心に調査審議することとした。